

令和5年第2回砂川市議会臨時会

令和5年5月9日（火曜日）第1号

○議事日程

- 臨時議長挨拶
- 開会宣告
- 開議宣告
- 仮議席の指定
- 日程第 1 選挙第 1号 議長選挙について〔議長就任挨拶〕
- 日程第 2 会議録署名議員指名
議事日程報告
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 選挙第 2号 副議長選挙について〔副議長就任挨拶〕
- 日程第 5 議席の指定
- 日程第 6 市長挨拶
- 日程第 7 仮議長の選任を議長に委任することについて
- 日程第 8 議案第 1号 常任委員及び議会運営委員の選任について
〔正副委員長互選報告〕
- 追加日程第1 常任委員会委員の辞任について
- 日程第 9 選挙第 3号 砂川地区広域消防組合議会議員の選挙について
- 日程第10 選挙第 4号 砂川地区保健衛生組合議会議員の選挙について
- 日程第11 選挙第 5号 中空知広域市町村圏組合議会議員の選挙について
- 日程第12 選挙第 6号 中空知広域水道企業団議会議員の選挙について
- 日程第13 選挙第 7号 石狩川流域下水道組合議会議員の選挙について
- 日程第14 選挙第 8号 中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員の選挙について
- 日程第15 議案第 2号 副市長の選任につき同意を求めることについて
- 日程第16 議案第 3号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第17 議案第 4号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第18 議案第 5号 議員の派遣について
- 追加日程第2 調査第 1号 所管事務の調査付託について
- 追加日程第3 継続第 1号 総務文教委員会継続審査
継続第 2号 社会経済委員会継続審査
継続第 3号 議会運営委員会継続審査
- 閉会宣告

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 選挙第 1号 議長選挙について [議長就任挨拶]
- 日程第 2 会議録署名議員指名
 小黑 弘議員
 石田 健太議員
- 日程第 3 会期の決定
 自 5月 9日 1日間
 至 5月 9日
- 日程第 4 選挙第 2号 副議長選挙について [副議長就任挨拶]
- 日程第 5 議席の指定
- 日程第 6 市長挨拶
- 日程第 7 仮議長の選任を議長に委任することについて
- 日程第 8 議案第 1号 常任委員及び議会運営委員の選任について
 [正副委員長互選報告]
- 追加日程第1 常任委員会委員の辞任について
- 日程第 9 選挙第 3号 砂川地区広域消防組合議会議員の選挙について
- 日程第10 選挙第 4号 砂川地区保健衛生組合議会議員の選挙について
- 日程第11 選挙第 5号 中空知広域市町村圏組合議会議員の選挙について
- 日程第12 選挙第 6号 中空知広域水道企業団議会議員の選挙について
- 日程第13 選挙第 7号 石狩川流域下水道組合議会議員の選挙について
- 日程第14 選挙第 8号 中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員の選挙について
- 日程第15 議案第 2号 副市長の選任につき同意を求めることについて
- 日程第16 議案第 3号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第17 議案第 4号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第18 議案第 5号 議員の派遣について
- 追加日程第2 調査第 1号 所管事務の調査付託について
- 追加日程第3 継続第 1号 総務文教委員会継続審査
 継続第 2号 社会経済委員会継続審査
 継続第 3号 議会運営委員会継続審査

○出席議員（13名）

議 長	多比良 和 伸 君	副議長	小 黒 弘 君
議 員	是 枝 貴 裕 君	議 員	石 田 健 太 君
	伊 藤 俊 喜 君		山 下 克 己 君
	高 田 浩 子 君		鈴 木 伸 之 君

中道博武君
沢田広志君
辻 勲君

水島美喜子君
武田 真君

○欠席議員（0名）

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂川市長	飯澤明彦
砂川市教育委員会教育長	高橋 豊
砂川市監査委員	栗井久司
砂川市選挙管理委員会委員長	信太英樹
砂川市農業委員会会長	関尾一史

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副市長	湯浅克己
兼市民部長	
兼建設部長	
病院事業管理者	平林高之
総務部長	井上 守
兼会計管理者	
総務部審議監	安原雄二
保健福祉部長	安田 貢
経済部審議監	東 正人
兼経済部長	
病院事務局長	朝日紀博
病院事務局次長	山田 基
病院事務局審議監	渋谷和彦
総務課長	板垣喬博
政策調整課長	玉川晴久
税務課長	江末孝之

3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教育委員会技監	徳永敏宏
兼教育次長	
指導参事	堤 雅宏

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監 査 事 務 局 長 山 形 讓

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選挙管理委員会事務局長 井 上 守

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農 業 委 員 会 事 務 局 長 東 正 人

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事 務 局 長 為 国 修 一

事 務 局 次 長 川 端 幸 人

事 務 局 主 幹 斉 藤 亜 希 子

事 務 局 係 長 野 荒 邦 広

○議会事務局長 為国修一君 事務局長の為国でございます。

本日は、一般選挙後初めての議会ですので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、年長の議員が臨時議長の職務を担うことになっております。出席議員中、該当される議員は小黒弘議員であります。ご紹介申し上げます。議長席へお願いいたします。

◎臨時議長挨拶

○臨時議長 小黒 弘君 おはようございます。ただいまご紹介いただきました小黒弘でございます。

地方自治法第107条の規定によりまして、臨時議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

開会 午前10時01分

◎開会宣告

○臨時議長 小黒 弘君 ただいまから令和5年第2回砂川市議会臨時会を開会します。

◎開議宣告

○臨時議長 小黒 弘君 直ちに本日の会議を開きます。

◎仮議席の指定

○臨時議長 小黒 弘君 議事の進行上、仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいまご着席の議席とします。

暫時休憩します。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時03分

○臨時議長 小黒 弘君 休憩中の会議を開きます。

◎日程第1 選挙第1号 議長選挙について

○臨時議長 小黒 弘君 日程第1、選挙第1号 議長選挙についてを議題とします。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。このことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、選挙の方法は指名推選によることに決定をいたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、臨時議長が指名することにしたいと思います。このことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、臨時議長が指名することに決定をしました。

議長に多比良和伸議員を指名します。

お諮りいたします。

ただいま臨時議長が指名しました多比良和伸議員を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、多比良和伸議員が議長に当選しました。

議長に当選しました多比良和伸議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知をいたします。

ここで、多比良和伸議員のご挨拶をお願いします。

○議長 多比良和伸君（登壇） 皆様、おはようございます。ただいま皆様の指名推選によりまして議長に当選させていただきました多比良和伸でございます。誠に僭越ではございますけれども、議長就任に当たり一言ご挨拶させていただきたいと思っております。

まずは議長にご推薦いただきました各議員の皆様、誠にありがとうございます。これからの4年間、砂川市にとっては非常に多くの課題と、そして可能性を秘めた4年間、そのように感じております。そこにおける議会の役割は非常に重いものと感じております。議員各位の皆様のご協力、さらには理事者の皆様のご協力をいただきまして円滑な議会運営を心がけていきたいと思っておりますので、皆様どうぞよろしくお願ひしたいと思っております。

結びとなりますけれども、まだまだ若輩者でございます。皆様のご協力なしでは運営をしていくことができません。再度となりますけれども、皆様のご協力をお願いいたしまして議長就任の挨拶とさせていただきます。皆様どうぞよろしくお願ひいたします。

○臨時議長 小黒 弘君 これをもちまして臨時議長の職務を無事務めさせていただきました。議員各位のご協力に対し、厚くお礼を申し上げます。

多比良和伸議長、議長席にお着き願ひます。

暫時休憩します。

休憩 午前10時08分

〔議長 多比良和伸君 着席〕

再開 午前10時09分

○議長 多比良和伸君 休憩中の会議を開きます。

◎日程第2 会議録署名議員指名

○議長 多比良和伸君 日程第2、会議録署名議員指名を議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、小黒弘議員及び石田健太議員を指名します。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第3 会期の決定

○議長 多比良和伸君 日程第3、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今臨時会の会期は、5月9日の1日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、会期は1日間と決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時11分

○議長 多比良和伸君 休憩中の会議を開きます。

◎日程第4 選挙第2号 副議長選挙について

○議長 多比良和伸君 日程第4、選挙第2号 副議長選挙についてを議題とします。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。このことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。このことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、議長が指名することに決定しました。

副議長に小黒弘議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました小黒弘議員を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、小黒弘議員が副議長に当選しました。

副議長に当選しました小黒弘議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知をいたします。

ここで、小黒弘議員のご挨拶をお願いいたします。

○副議長 小黒 弘君（登壇） ただいま指名推選をいただきました小黒弘でございます。多比良議長と共に議会の活性化に向けて力を注いでいきたいと考えております。これからの4年間どうぞよろしくお願い申し上げます。

◎日程第5 議席の指定

○議長 多比良和伸君 日程第5、議席の指定を議題とします。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長が指定します。

議席は、お手元に配付した議席表のとおりであります。

それぞれの席にご着席願います。

暫時休憩します。

休憩 午前10時14分

再開 午前10時15分

○議長 多比良和伸君 休憩中の会議を開きます。

◎日程第6 市長挨拶

○議長 多比良和伸君 日程第6、市長挨拶。

飯澤市長。

○市長 飯澤明彦君（登壇） おはようございます。改選後の初議会でございますので、お時間をいただきまして一言ご挨拶を申し上げます。

まず、議員の皆様におかれましては、大変厳しい選挙戦の中ご当選されたことを大変うれしく思っております。おめでとうございます。

私は、市民の皆様をはじめ多くの方からご支援、ご厚情を賜りまして市長の重責を担わせていただくことになりました。実際に市長といたしまして初の臨時会を迎え、これからのことを考えますと身が引き締まる思いでございます。市政を預かる身として、今までの市議会議員とはまた違った責任を感じているところでもございます。

今日の地方行政を取り巻く諸情勢は、人口減少問題、また少子高齢化の極めて厳しいものがありますけれども、市民の皆様からいただいた信頼と期待に応えるべく誰もが住み心地のいいまち、住んでよかったまち、また住んでみたいと思えるまちづくりをさせていただきたいと思っております。これからのまちづくりを進めるに当たり、まずは子育ての環境を整えてまいりたいと思っております。将来的には子育てをするなら砂川市で思っていただけまちづくりを進めてまいります。具体的には高校生までの医療費の無償化、また小中学校の給食費の無償化など、実施時期はありますけれども、確実に進めていきたいと、そのように考えております。また、まちの元気は市内企業の活力でもございます。頑張っている企業に対しましては、今までも取り組んできた施策もありますけ

れども、どのような形で応援ができるのか、企業のニーズを把握しながら進めてまいりたいと、そのように考えています。また、現在コロナ禍で止まっていたイベントや会合の開催が戻りつつあります。アフターコロナを見据えた中で、経済再生へ向けまちが元気になる取組についても積極的に支援をさせていただきたいと考えています。一方で、市として抱える課題、4年後の北海道電力の火力発電所の廃止、また小中学校の統廃合に伴う空き校舎の活用など、こうした課題につきましては行政だけではなく民間の知恵やお力を借りながら、いい方向へ進めるよう取り組んでまいりたいと思っております。

ここまで私のまちづくりの思いの一端を述べさせていただきましたが、これらの具体的な内容につきましては6月の政策予算あるいは執行方針の中で述べてまいりたいと考えております。善岡前市長や菊谷元市長ら先人が築き上げた財政規律を守りながら、より多くの団体や市民の皆様と顔を合わせて今まで以上にまちの声を聞き、市民ニーズを捉え、新たなものを積み重ねながら市民の幸福度が高まるまちにしていきたいと思っております。

砂川市がよりよい方向に進んでいけますよう議員の皆様のご理解、ご協力を賜りまして、初議会に当たってのご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

◎日程第7 仮議長の選任を議長に委任することについて

○議長 多比良和伸君 日程第7、仮議長の選任を議長に委任することについてを議題とします。

お諮りします。

地方自治法第106条第3項の規定により、議長の任期中における仮議長の選任を議長に委任願いたいと思います。このことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、議長の任期中における仮議長の選任を議長に委任することに決定しました。

○議長 多比良和伸君 暫時休憩します。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時22分

○議長 多比良和伸君 休憩中の会議を開きます。

◎日程第8 議案第1号 常任委員及び議会運営委員の選任について

○議長 多比良和伸君 日程第8、議案第1号 常任委員及び議会運営委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。

選任の方法については、砂川市議会委員会条例第8条第1項の規定に基づき、議長が指

名することにしたいと思います。このことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、議長が指名することに決定しました。

総務文教委員に私多比良和伸、山下克己議員、石田健太議員、武田真議員、中道博武議員、是枝貴裕議員、辻勲議員、社会経済委員に水島美喜子議員、伊藤俊喜議員、小黒弘議員、沢田広志議員、鈴木伸之議員、高田浩子議員、議会運営委員に水島美喜子議員、沢田広志議員、是枝貴裕議員、以上のとおり指名します。

◎日程の追加

○議長 多比良和伸君 お諮りします。

ここで、常任委員会委員の辞任についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、常任委員会委員の辞任についてを日程に追加し、議題とすることに決定しました。

◎追加日程第1 常任委員会委員の辞任について

○議長 多比良和伸君 追加日程第1、常任委員会委員の辞任についてを議題とします。

ただいま選任されました常任委員会委員のうち、当職につきましては選任された総務文教委員会委員を辞任したいと思います。このことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、そのように決定しました。

お諮りします。

ここで会議を休憩し、休憩中に2常任委員会及び議会運営委員会を開会して正副委員長を互選し、議長までお知らせいただき、本会議で氏名を報告したいと思います。このことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、そのように決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時58分

○議長 多比良和伸君 休憩中の会議を開きます。

2常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長の氏名を報告します。

総務文教委員会委員長に武田真議員、同副委員長に辻勲議員、社会経済委員会委員長に沢田広志議員、同副委員長に伊藤俊喜議員、議会運営委員会委員長に水島美喜子議員、同

副委員長に是枝貴裕議員、以上のとおり決定しましたので、報告します。

◎日程第9 選挙第3号 砂川地区広域消防組合議会議員の選挙について

○議長 多比良和伸君 日程第9、選挙第3号 砂川地区広域消防組合議会議員の選挙についてを議題とします。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選とし、議長が指名することにしたいと思います。このことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、議長が指名することに決定しました。

砂川地区広域消防組規約第5条第2項議員に私多比良和伸議員、同条第3項議員に武田真議員を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました多比良和伸議員を砂川地区広域消防組規約第5条第2項議員の当選人、武田真議員を同条第3項議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、指名したとおり当選人を決定しました。

ただいま当選されました多比良和伸議員及び武田真議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知をします。

◎日程第10 選挙第4号 砂川地区保健衛生組合議会議員の選挙について

○議長 多比良和伸君 日程第10、選挙第4号 砂川地区保健衛生組合議会議員の選挙についてを議題とします。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選とし、議長が指名することにしたいと思います。このことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、議長が指名することに決定しました。

砂川地区保健衛生組規約第6条第2項議員に多比良和伸議員、同条第3項議員に沢田広志議員を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました多比良和伸議員を砂川地区保健衛生組規約第6条第2項議員の当選人、沢田広志議員を同条第3項議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、指名したとおり当選人を決定しました。

ただいま当選されました多比良和伸議員及び沢田広志議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知をします。

◎日程第11 選挙第5号 中空知広域市町村圏組合議会議員の選挙について
○議長 多比良和伸君 日程第11、選挙第5号 中空知広域市町村圏組合議会議員の選挙についてを議題とします。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選とし、議長が指名することにしたいと思います。このことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、議長が指名することに決定しました。

中空知広域市町村圏組合規約第5条第2項議員に多比良和伸議員及び武田真議員を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました多比良和伸議員及び武田真議員を中空知広域市町村圏組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、指名したとおり当選人を決定しました。

ただいま当選されました多比良和伸議員及び武田真議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知をします。

◎日程第12 選挙第6号 中空知広域水道企業団議会議員の選挙について
○議長 多比良和伸君 日程第12、選挙第6号 中空知広域水道企業団議会議員の選挙についてを議題とします。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選とし、議長が指名することにしたいと思います。このことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、議長が指名することに決定しました。

中空知広域水道企業団規約第5条第2項議員に多比良和伸議員、沢田広志議員、高田浩子議員及び是枝貴裕議員を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました多比良和伸議員、沢田広志議員、高田浩子議員及び是枝貴裕議員を中空知広域水道企業団議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、指名したとおり当選人を決定しました。

ただいま当選されました多比良和伸議員、沢田広志議員、高田浩子議員及び是枝貴裕議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知をします。

◎日程第13 選挙第7号 石狩川流域下水道組合議会議員の選挙について

○議長 多比良和伸君 日程第13、選挙第7号 石狩川流域下水道組合議会議員の選挙についてを議題とします。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選とし、議長が指名することにしたいと思います。このことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、議長が指名することに決定しました。

石狩川流域下水道組合同約第5条第2項議員に多比良和伸議員を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました多比良和伸議員を石狩川流域下水道組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、指名したとおり当選人を決定しました。

ただいま当選されました多比良和伸議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知をします。

◎日程第14 選挙第8号 中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員の選挙について

○議長 多比良和伸君 日程第14、選挙第8号 中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員の選挙についてを議題とします。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選とし、議長が指名することにしたいと思います。このことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、議長が指名することに決定しました。

中・北空知廃棄物処理広域連合同約第8条第2項議員に多比良和伸議員及び沢田広志議員を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました多比良和伸議員及び沢田広志議員を中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、指名したとおり当選人を決定しました。

ただいま当選されました多比良和伸議員及び沢田広志議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知をします。

暫時休憩します。

休憩 午前11時06分

〔総務部長退場〕

再開 午前11時06分

○議長 多比良和伸君 休憩中の会議を開きます。

◎日程第15 議案第2号 副市長の選任につき同意を求めることについて

○議長 多比良和伸君 日程第15、議案第2号 副市長の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

市長。

○市長 飯澤明彦君（登壇） ただいま上程いただきました議案第2号 副市長の選任につき同意を求めることについてでございますが、砂川市副市長、湯浅克己氏は令和5年5月10日をもって任期が満了となりますので、地方自治法第162条の規定に基づき、次の者を選任いたしたいと存じます。

記名してございます井上守氏を選任いたしたいと存じます。

裏面に履歴等が記載されておりますが、井上君は昭和60年3月、砂川南高等学校を卒業後、同年4月、砂川市役所に奉職いたしまして、現在まで記載の職を歴任し、令和4年4月から総務部長兼会計管理者兼選挙管理委員会事務局長として現在に至っております。勤務については、極めて職務に忠実で、精励をし、実績を上げているものであり、適任と考え、ここに提案を申し上げる次第でございますので、ご同意方よろしくお願い申し上げます。

○議長 多比良和伸君 これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第2号を採決します。

本案を、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本案は同意することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午前11時09分

〔総務部長入場〕〔総務部長挨拶〕

再開 午前11時10分

○議長 多比良和伸君 休憩中の会議を開きます。

◎日程第16 議案第3号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長 多比良和伸君 日程第16、議案第3号 監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、中道博武議員の退席を求めます。

暫時休憩します。

休憩 午前11時11分

〔中道博武議員退場〕

再開 午前11時11分

○議長 多比良和伸君 休憩中の会議を開きます。

提案者の説明を求めます。

市長。

○市長 飯澤明彦君 (登壇) ただいま上程をいただきました議案第3号 監査委員の選任につき同意を求めることについてでございますが、砂川市監査委員、佐々木政幸氏は令和5年4月30日をもって任期が満了いたしましたので、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、次の者を選任いたしたいと存じます。

氏名の欄に中道博武氏と記載をいただきたいと存じます。

現職の議員でございますので、履歴等につきましては省略をさせていただきたいと存じます。

よろしくご審議の上、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 多比良和伸君 これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第3号を採決します。

本案を、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本案は同意することに決定しました。

この際、退席した中道博武議員の入場を求めます。

暫時休憩します。

休憩 午前11時13分

〔中道博武議員入場〕

再開 午前11時13分

○議長 多比良和伸君 休憩中の会議を開きます。

◎日程第17 議案第4号 専決処分の承認を求めることについて

○議長 多比良和伸君 日程第17、議案第4号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

副市長。

○副市長 湯浅克己君 (登壇) 議案第4号 専決処分の承認を求めることについてご説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次の条例を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。

専決処分条例は、砂川市税条例の一部を改正する条例であり、専決処分年月日は令和5年3月31日であります。

専決処分の理由は、地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴う砂川市税条例の一部を改正する条例の制定については、この条例の適用期日が令和5年4月1日であることから、議会を招集する時間的余裕がないため、専決処分により制定いたしましたので、承認を求めるものであります。

それでは、次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市税条例の一部を改正する条例であります。改正の主な内容につきましては7ページ、議案第4号附属説明資料によりご説明を申し上げます。なお、附属説明資料、市税条例の改正要旨と表の構成につきましては、左から改正条項、改正項目、改正の内容、適用年月日となっております。

第46条は、給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等の定めであり、給与所得に係る特別徴収税額における納入書の様式の追加に伴う条文整理であります。

第48条第1項、第5項は、法人の市民税の申告納付の定めであり、法人市民税に係る納付書の様式の追加に伴う条文整理であります。

第50条第1項、第2項は、法人の市民税に係る不足税額の納付の手續の定めであり、法人市民税の不足税額に係る納付書の様式の追加等に伴う条文整理であります。

第95条の4第1項、第5項は、たばこ税の申告納付の手續の定めであり、たばこ税に係る納付書の様式の追加に伴う条文整理であります。

第95条の7第1項は、たばこ税に係る不足税額等の納付手續の定めであり、たばこ税の不足税額等に係る納付書の様式の追加に伴う条文整理であります。

附則第8条第1項は、肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例の定めであり、肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例の適用期限を延長する改正であります。

附則第10条は、読替規定の定めであり、引用条項の変更に伴う条文整理であります。

附則第10条の2第3項から第22項までは、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合の定めであり、新型コロナウイルス感染症等に係る先端設備等に対する固定資産税の課税標準の特例廃止による規定の削除並びに大規模の修繕等が行われたマンションに対する固定資産税額の減額措置が創設されたことにより、税額の減額割合を2分の1とする規定の追加並びに引用条項の変更及び条文整理であります。

附則第10条の3第10項、第11項は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告の定めであり、大規模の修繕等が行われたマンションに対する固定資産税額等の減額措置を受けようとする者がすべき申告についての項の追加に伴う項の移動であります。

附則第15条の2は、軽自動車税の環境性能割の非課税の定めであり、軽自動車税の環境性能割に係る臨時的軽減措置の廃止に伴う条の削除であります。

附則第15条の2の2は、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例の定めであり、附則第15条の2の削除に伴う条の移動であります。

附則第15条の6第3項は、軽自動車税の環境性能割の税率の特例の定めであり、軽自動車税の環境性能割に係る臨時的軽減措置の廃止に伴う項の削除であります。

附則第16条は、軽自動車税の種別割の税率の特例の定めであり、引用条項の変更並びに軽自動車税の種別割のグリーン化特例（軽課）の適用期限を延長する改正等に伴う条文整理及び項の削除に伴う項の移動であります。

附則第16条の2第1項は、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例の定めであり、引用条項の変更に伴う条文整理であります。

附則第17条の2第1項、第2項は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例の定めであり、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例の適用期限を延長する改正であります。

附則第20条の9は、新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例の定め

であり、条文整理であります。

附則第21条は都市計画税の法附則第15条第15項の条例で定める割合の定め、附則第21条の2は都市計画税の法附則第15条第33項の条例で定める割合の定め、附則第21条の3は都市計画税の法附則第15条第34項の条例で定める割合の定め、附則第21条の4は法附則第15条第39項の条例で定める割合の定め、附則第21条の5は法附則第15条第44項の条例で定める割合の定め、附則第23条は農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例の定めであり、それぞれ引用条項の変更に伴う条文整理であります。

次に、5ページにお戻りいただきたいと存じます。改正附則についてであります。第1条は、この条例の施行期日であり、令和5年4月1日から施行するものであります。

第2条は、固定資産税に関する経過措置であり、第1項は第2項に定めるものを除き、改正後の規定は令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例によると、第2項は令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間内に地方税法等の一部を改正する法律附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法附則第64条に規定する中小事業者等が取得をした同条に規定する特例対象資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例によるものであります。

第3条は、軽自動車税に関する経過措置であり、第1項は令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の条例附則第15条の2及び第15条の6第3項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例によると、第2項は改正後の条例附則第16条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例によるものであります。

第4条は、都市計画税に関する経過措置であり、第1項は第2項に定めるものを除き、改正後の規定は令和5年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和4年度分までの都市計画税については、なお従前の例によると、第2項はこの条例の施行の日から地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における改正後の条例附則第23条の規定の適用については、同条中「、第43項若しくは第46項」とあるのは、「若しくは第43項」とするものであります。

以上が地方税法の改正による砂川市税条例の一部を改正する条例の改正内容であります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 多比良和伸君 これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

高田浩子議員。

○高田浩子議員（登壇） それでは、順を追って質問していきたいと思います。

今回の市税条例の一部改正に伴いまして肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例、そして軽自動車税の種別割のグリーン化特例の適用期限が延長されることになるとのようです。対象の方にとってはとても助かることだと思われまます。そこで、伺います。令和3年度、そして5年度までそれぞれの免除、軽減されました税の対象の件数の実績についてまず伺いたいと思います。

○議長 多比良和伸君 副市長。

○副市長 湯浅克己君（登壇） 市民税の課税の特例及び軽自動車税の種別割のグリーン化特例の令和3年度から令和5年度までのそれぞれの対象件数の実績等についてご答弁を申し上げます。

初めに、肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例につきましては、肉用牛生産農家が経営体制を強化し、国産牛肉の安定的な供給を図っていく観点から措置されている制度であり、農業を営む個人が年間1,500頭以内の免税対象飼育牛を所定の方法で売却したことにより生じた事業所得については市民税が免除され、その適用期限については今般令和9年度まで3年延長することになったものであります。ご質問の対象件数の実績につきましては、令和3年度、令和4年度はそれぞれ1件で、令和5年度も1件を見込んでいただいております。

次に、軽自動車税の種別割のグリーン化特例につきましては、環境への負荷の低減に資するための施策として平成27年度から導入されたものであり、取得の翌年度に適用される税額について電気自動車等を取得した場合における種別割の75%軽減であります。今般令和8年3月31日まで3年延長し、また営業用乗用車でガソリン軽自動車を取得した場合における種別割の50%軽減を令和8年3月31日まで3年延長、また種別割の25%軽減を令和7年3月31日まで2年延長するものであります。同じ条件におきます軽減割合の対象件数の実績につきましては、令和3年度及び令和4年度はゼロ件であり、令和5年度は標準税率1万800円の75%軽減の適用になる車両につきましては2件となることと見込んでいただいております。

○議長 多比良和伸君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 それでは、2回目の質問をさせていただきたいと思います。

ただいまのお話の中で対象の方がいらっしゃるというお話でした。北海道では一家族に対して2台、3台と所有率も高いですし、軽自動車も全国的に見ても乗られている方が非常に多いのではないかと考えます。そして、今SDGs、そして環境問題等を考えますと、これからさらに少しずつ増えていくのではないかと考えるところでもあります。そこで、伺います。軽自動車税の種別割のグリーン化特例について、その周知、どのような方法で行っているのかについて伺いたいと思います。

○議長 多比良和伸君 副市長。

○副市長 湯浅克己君 軽自動車税の種別割のグリーン化特例の周知方法でございます。グリーン化特例の周知方法といたしましては、まずはホームページで税の関係の周知を図っております。また、既に4月に発表しておりますけれども、軽自動車税の納付書の裏面にも詳しく税率等の部分については周知をしながら理解をしていただくように努めているところでございます。

○議長 多比良和伸君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 それでは、3回目、最後の質問をさせていただきたいと思えます。

ただいまホームページ等で、あと納付書でという説明がございました。少し分かりにくいという印象がありまして、ディーラーの方からも伺うのではないかと思っておりますけれども、そこで伺いたいのですが、市民の方が軽自動車税の種別割のグリーン化特例について内容を詳しく知りたい、また対象かどうか確認したい、そういった場合市に直接問合せをする形になるのでしょうか、その辺について伺います。

○議長 多比良和伸君 副市長。

○副市長 湯浅克己君 グリーン化特例の内容につきましては、市に問い合わせいただければ制度的な部分の説明はできるかと思えます。しかしながら、私どももどの車種について対象になるのかという部分、特に電気自動車の部分につきましては一定程度分かるところもありますけれども、それ以外の部分についてはなかなか、詳しい部分については、どの車種が対象になりますかとか、あとはこの車を購入しようとしているのですけれども、それが対象になりますかというのはその場ですぐ判断できる部分とできない部分がございますので、一番詳しく御存じなのは自動車の販売店ではないのかと思っております。軽自動車税でありますので、自動車税と違いまして月割りがありませんので、あくまでも翌年度課税になります。ですので、車を購入される際の契約の中にも含まれてくる部分ではあまりないとは思いますが、制度的な部分については市でも対応できますが、個別な部分につきましては、詳しくお知りになれるのは自動車の販売店に伺うのが一番よろしいのかと考えているところでございます。

○議長 多比良和伸君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第4号を採決します。

本案を、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり承認されました。

◎日程第18 議案第5号 議員の派遣について

○議長 多比良和伸君 日程第18、議案第5号 議員の派遣についてを議題とします。
提案者の説明を求めます。

水島美喜子議員。

○水島美喜子議員 (登壇) ただいま上程されました議案第5号 議員の派遣について
ご説明申し上げます。

地方自治法第100条第13項及び砂川市議会会議規則第156条の規定により、次の
ように議員を派遣するものであります。

適用範囲につきましては、記載の各種会議及び議員交流会に議員を派遣するもので、派
遣する人員、期間及び費用は、その都度議長が議会費の予算の範囲内で決定するものであ
ります。

以上、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長 多比良和伸君 これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第5号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

◎日程の追加

○議長 多比良和伸君 ここで、総務文教委員長、社会経済委員長及び議会運営委員長か
ら所管事務の調査付託についてが提出されております。

お諮りします。

所管事務の調査付託についてを日程に追加し、追加日程第2として議題とすることにご
異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、所管事務の調査付託についてを日程に追加し、議題とすることに決

定しました。

◎追加日程第2 調査第1号 所管事務の調査付託について

○議長 多比良和伸君 追加日程第2、調査第1号 所管事務の調査付託についてを議題とします。

本件については、2 常任委員会及び議会運営委員会からの申出のとおり付託したいと思
います。このことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、2 常任委員会及び議会運営委員会に付託することに決定しました。

◎日程の追加

○議長 多比良和伸君 続いて、総務文教委員長、社会経済委員長及び議会運営委員長か
ら総務文教委員会継続審査、社会経済委員会継続審査及び議会運営委員会継続審査が提出
されております。

お諮りします。

総務文教委員会継続審査、社会経済委員会継続審査及び議会運営委員会継続審査を日程
に追加し、追加日程第3として一括議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、総務文教委員会継続審査、社会経済委員会継続審査及び議会運営委
員会継続審査を一括議題とすることに決定しました。

◎追加日程第3 継続第1号 総務文教委員会継続審査

継続第2号 社会経済委員会継続審査

継続第3号 議会運営委員会継続審査

○議長 多比良和伸君 追加日程第3、継続第1号 総務文教委員会継続審査、継続第2
号 社会経済委員会継続審査、継続第3号 議会運営委員会継続審査の3件を一括議題と
します。

本件については、各委員会において審査及び調査中の事件について、会議規則第101
条の規定により、お手元に配付のとおり委員の任期中において閉会中の継続審査の申出で
あります。

各委員会からの申出のとおり、委員の任期中において閉会中の継続審査に付することに
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、そのように決定しました。

◎閉会宣告

○議長 多比良和伸君 以上で日程の全てを終了しました。

これで令和5年第2回砂川市議会臨時会を閉会します。

大変緊張させていただきました。皆様のご協力の下、スムーズに終了することができましたことを改めて感謝申し上げます。本日はお疲れさまでございました。

閉会 午前11時38分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和5年5月9日

砂川市議会臨時議長

砂川市議会議長

砂川市議会議員

砂川市議会議員